

# 宮崎県企業局設計・施工一括発注方式（価格競争型）試行要領

## 第1 趣旨

この要領は、宮崎県企業局が発注する建設工事において、入札参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）から入札前に設計及び施工に関する提案（以下「技術提案」という。）を受け、審査によって妥当と認められた技術提案の提案者を対象に実施する設計・施工一括発注方式（価格競争型）による一般競争入札の手続について、企業局会計規程（平成14年宮崎県企業局企業管理規程第6号。以下「会計規程」という。）、物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める規程（平成7年宮崎県企業局企業管理規程第9号）、一般競争入札実施要領（平成15年9月1日施行。以下「一般要領」という。）及び企業局条件付一般競争入札実施要領（平成19年4月1日施行。以下「条件要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 対象工事

この要領の対象となる建設工事は、予定価格250万円以上で、次のいずれかに該当する工事とする。

- (1) 高度又は特殊な技術力を要するとともに、民間における施工技術の開発が著しい工事で、設計技術が施工技術と一体で開発される等により、個々の建設業者が有する特別な設計・施工技術を一括して活用することが適当なもの
- (2) 製造業者や施工業者が設計技術を有し、施工業者が保有する機器材等により施工方法等が異なるため、これらを踏まえた詳細設計を行うことが効率的と考えられるもの
- (3) その他、宮崎県企業局長が必要と認めたもの

## 第3 定義等

この要領における用語の定義は、この要領に特別の定めがある場合を除き、次のとおりとする。

- (1) 「WTO」とは、予定価格（上限額）が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）に規定する総務大臣が定める額以上をいう。

## 第4 入札

この要領による入札は、会計規程第113条若しくは第113条の2の規定により行うものとする。

## 第5 予定価格

1 この要領による入札の予定価格は、次のいずれかとする。

- (1) 数量等がある程度把握できる設計（基本設計又は予備設計）を実施し、その概算数量に基づき算定する。なお、算定が困難な場合は、過去の類似工事实績（現在価値に換算）若しくは見積もり又は双方に基づき予定価格を設定する。
- (2) 発注者が標準案を作成することができない場合や複数の工法があり標準案を作成せず幅広く

提案を求める場合など、よりすぐれた技術提案等を求める場合においては、技術提案と合わせて提出された参考見積書を基に入札に参加することが可能となった者(以下「入札参加者」という。)毎に予定価格を設定する。

- 2 前項の場合においては、企業局技術審査会設置要綱(平成15年9月1日定め)に規定する技術審査会(以下「技術審査会」という。)で検討し、企業局入札参加資格審査会要領(昭和56年6月20日定め)に規定する入札参加資格審査会(以下「資格審査会」という。)にて決定するものとする。

## 第6 調査基準価格の設定等

この要領による入札においては、宮崎県企業局低入札価格調査制度取扱要領(令和元年11月29日定め。以下「低入要領」という。)第2条に基づき調査基準価格を設けるものとする。

## 第7 入札公告等

- 1 入札に参加するものに共通して必要な入札参加資格は、別表により入札公告及び入札参加説明書等(以下「入札公告等」という。)で定めることとし、一般要領第5若しくは条件要領第10に基づき別添1の例によりそれぞれ別図1若しくは2に掲げる日までに行うものとする。
- 2 前項の場合においては、技術審査会で検討し、資格審査会にて決定した上で行うものとする。

## 第8 資格確認申請書及び技術提案書等の提出

- 1 入札参加希望者は、入札公告において設定した期日までに入札参加資格確認申請書(以下「資格確認申請書」という。)、技術提案書等の関係資料(以下「技術提案書等」という。)を同時に宮崎県企業局総務課へ提出しなければならない。なお、同時に提出しない者は、入札に参加する資格がないものとする。
- 2 資格確認申請書及び技術提案書等(以下「参加申請書等」という。)の提出方法は、入札公告で定めるものとする。
- 3 提出された参加申請書等の返却は行わないものとする。
- 4 参加申請書等は、提出期限以降の修正及び再提出は認めないものとする。ただし、発注者が指示した場合はこの限りでない。
- 5 参加申請書等を提出した者が、提出期限日以降、入札に参加しないこととしたときは、入札に参加しない旨を書面により、開札日の前日までに郵送(必着)又は持参により提出するものとする。

## 第9 参加申請書等に関する質問

参加申請書等に関する質問の取扱いについては、入札公告で定めるものとする。

## 第10 技術提案書のヒアリング

- 1 技術審査会は、必要があると認めるときは、技術提案書等の内容について、入札参加者に対して

ヒアリングを実施することができる。

- 2 前項の場合においては、ヒアリングを行う者に対して、技術提案に関するヒアリングについて（別記様式第1号）によりヒアリングの場所、ヒアリングの方法（対面、WEBによるテレビ会議）及び日時等を通知するものとする。
- 3 前項の通知を受けた者がヒアリングを受けなかった場合は、当該入札に参加することができない。

## 第11 参加申請書等の作成費用の負担等

参加申請書等の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とする。

## 第12 資格確認申請書及び技術提案書等の審査

- 1 提出された参加申請書等は、入札参加資格確認及び技術提案等の審査並びに設計書及び予定価格の作成（第5第1項第2号に該当する場合）以外の目的に使用しないものとする。
- 2 各課所長は、資格確認申請書の内容審査及び技術提案書等の適否を検討するに当たっては、技術審査会に諮るものとし、その審査結果については、資格審査会に報告するものとする。
- 3 各課所長は、技術提案書等の適否の検討に当たり、必要に応じて学識経験者等の意見を聴取するものとし、聴取した場合には、技術審査会に報告するものとする。
- 4 技術提案書等の審査に当たっては、施工の確実性、安全性等を評価するものとする。
- 5 参考見積書の提出を求める場合においては、入札公告等に定める上限額を超える参考見積書を提出した者は、入札に参加する資格がないものとする。
- 6 技術提案書等の審査の途中において、全ての入札参加希望者が入札参加資格を満たしていないことが明らかになった場合は、入札不調とし、当該入札参加希望者に対して、審査中止通知書（別記様式第2号）により通知するとともに入札情報サービス等へその旨掲載するものとする。

## 第13 入札参加資格の確認結果及び技術提案書等の採否に係る通知等

- 1 入札参加資格の確認結果及び技術提案書等の採否については、入札参加資格確認結果通知書（別記様式第3号）及び技術提案書等採否通知書（別記様式第4号）により、入札参加希望者に対し同時に通知するものとする。
- 2 前項の通知を受理した入札参加希望者のうち、当該決定に不服がある者は、通知を受理した日の翌日から起算して5日以内（宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条第1項に規定する休日及び8月13日から8月15日までの日を除く。以下日数の規定において同じ。WTOの場合7日以内）に入札参加資格がないとした理由の説明を求めることができる。
- 3 前項の規定による説明を求める書面を受理したときは、書面を受理した日の翌日から起算して5日以内（WTOの場合7日以内）に書面により回答するものとする。
- 4 前項の規定による回答の結果、入札参加資格があると認められた場合は、速やかに入札参加資格確認結果通知書（別記様式第3号）及び技術提案書等採否通知書（別記様式第4号）により再通知

するものとする。

#### 第 14 設計書及び予定価格の作成

- 1 第 5 第 1 項第 2 号に規定する参考見積書を基に入札参加者毎に予定価格を設定する場合は、入札参加者毎に設計書及び予定価格を作成するものとする。その場合、宮崎県企業局実施設計単価表及び企業局積算基準書等に対応できるものは、これを採用した上で設計書及び予定価格を作成するものとする。なお、作成した設計書及び工事費内訳書については、入札公告に規定する日までに入札参加者毎に入札書作成に係る設計書通知書（別記様式第 5 号）により通知を行うものとする。
- 2 前項の通知に合わせて、第 6 に規定する調査基準価格の算定式も通知するものとする。

#### 第 15 落札候補者の決定等

- 1 第 13 に規定する入札参加資格確認結果通知書（別記様式第 3 号）の「入札参加資格の有無」の欄が有とされた者による入札を行い、開札の結果、入札参加者毎に算出した予定価格の範囲内で、最低価格で入札した者を落札者とする。
- 2 前項の場合において、第 6 に規定する調査基準価格を下回る価格の入札者であるときは、低入要領第 7 条に規定する低入札価格調査を行った上で落札者の決定を行うものとする。この場合、低入要領第 2 条中「予定価格」とあるのは、「入札参加者毎に算出した予定価格」と読み替えるものとする。
- 3 第 1 項の場合において、落札となるべき同価の入札をした者が 2 者以上いる場合にあっては、当該価格で入札した者によるくじで落札者を決定するものとする。
- 4 第 2 項の場合において、落札となるべき同価の入札をした者が 2 者以上いる場合にあっては、当該価格で入札した者によるくじで落札候補者を決定し、低入要領第 7 条に規定する低入札価格調査を行った上で落札者の決定を行うものとする。
- 5 第 2 項及び第 4 項の場合において、設計・施工の契約内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるときは、その者を落札者とせず当該落札決定を保留した者の次に入札参加者毎に算出した予定価格の範囲内で、最低価格で入札したものを落札者として決定する。この場合、第 6 に規定する調査基準価格を下回る価格の入札者であるときは、低入要領第 7 条に規定する低入札価格調査を行った上で落札者の決定を行うものとする。

#### 第 16 再度の入札

開札の結果、落札者となるべき者がいなかったとき（落札候補者となった者の低入札価格調査の結果、当該候補者が落札者とならなかった場合において、他に落札候補者となるべきものがなかった場合を含む。）は、当該入札に参加した者による入札（以下「再度の入札」という。）を実施する。なお、再度の入札においても落札者となるべき者がおらず、最低入札価格と予定価格の差が 5% の範囲内にあるときは、WTO を除き最低価格で入札した者と予定価格の範囲内で随意契約をすることができる。

## 第 17 技術提案書に記載された内容の担保

- 1 技術提案書に記載された内容については、契約図書に記載するものとする。
- 2 契約の相手方に対し契約図書に記載された技術提案書の内容を達成するための詳細な計画（以下「施工計画」という。）が記載された施工計画書の提示を求めるものとする。
- 3 監督員は施工計画の履行の確認を徹底するものとする。
- 4 工事完了後において、要求水準書の最低要求要件に適合した履行がなされているか検査を行うものとする。なお、契約の相手方の責めにより要求水準書の最低要求要件に適合した履行がなされなかった場合は、工事成績評定の減点対象とする。

## 第 18 技術提案書の内容保護

技術提案書の内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する技術提案については、この限りでない。

## 第 19 責任の所在

技術提案書の内容を適正と認めることにより、設計及び工事に関する請負者の責任が軽減されるものではない。

## 第 20 設計変更

要求水準書のリスク分担に記載している内容以外は、原則として設計図書の変更は行わない。ただし、契約の相手方の責めによらない災害（感染症等含む）、社会的条件（地元対応等）等により現地状況及び施工条件等に変更が生じた場合は、この限りでない。

## 第 21 その他

この要領に定めるもののほか、その他必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第7関係）

## 入札参加資格要件項目

（凡例） ○：必須 △：選択 ×：非設定

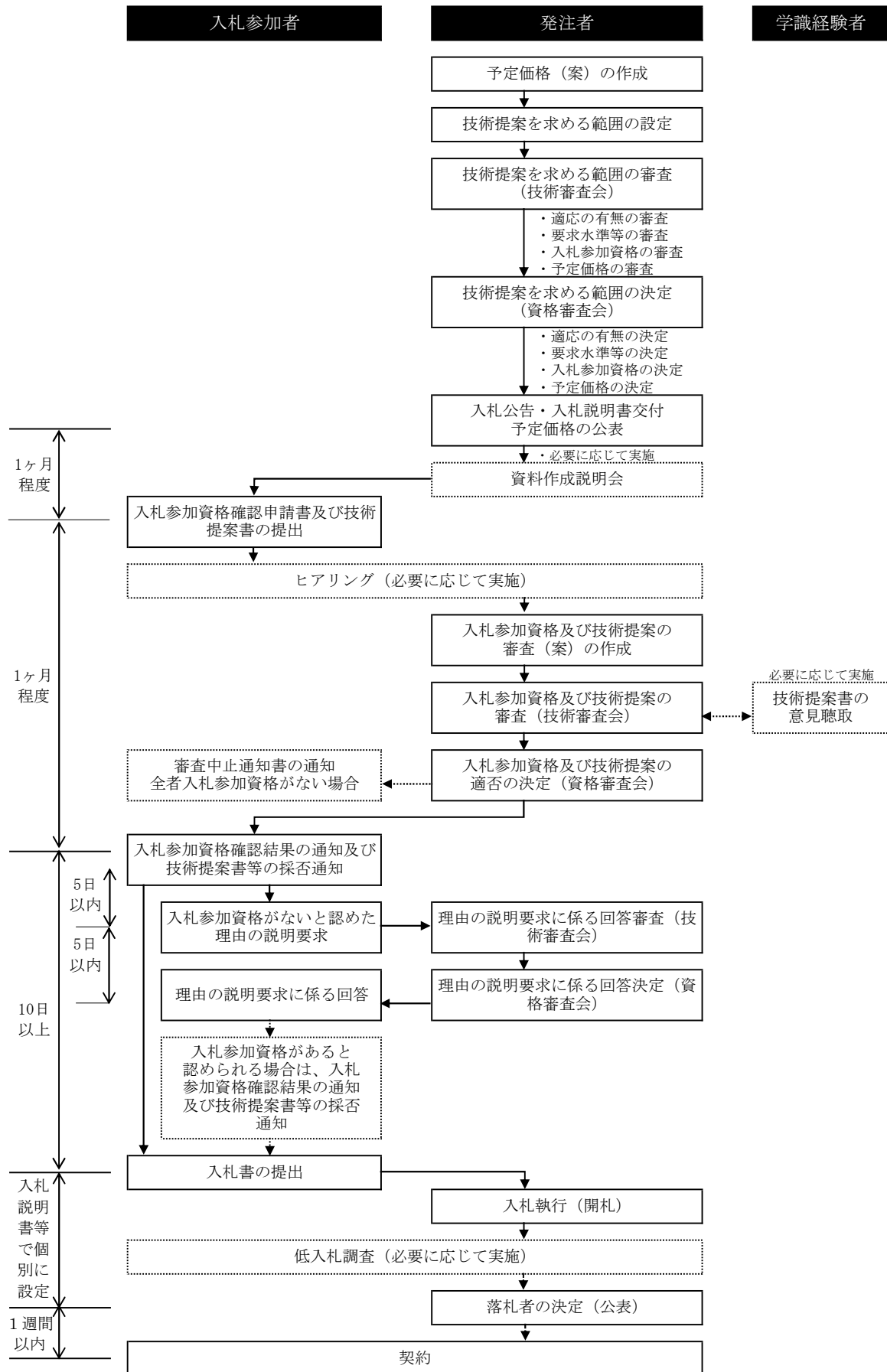
資格要件		WTO以外	WTO
企業 の 能力 等	同種工事の施工実績	○	○
	工事成績	○	○※ <sup>1</sup>
	その他（手持ち工事量等）	△	×
地域 精 通 度 等	本支店営業所の所在地	△	×
	企業の近隣地域での施工実績の有無	△	×
	配置予定技術者の近隣地域での施工実績	△	×
技術 者 の 能力 等	資格	○	○
	同種工事の施工実績	○	○
	工事成績	○	○※ <sup>1</sup>
	その他	△	×
提 案 術	技術提案	○	○
	技術提案の理解度（ヒアリング）	○※ <sup>2</sup>	○※ <sup>2</sup>

※<sup>1</sup> 海外企業を同等に評価することが困難な場合は、必須条件とはしない。

※<sup>2</sup> ヒアリングは実施するが、技術提案に対する発注者の理解度向上を目的とするものであり、ヒアリング自体の審査・評価は行わない。

別図1（第7関係）

手続きフロー（予定価格を事前に作成することができる場合（第5第1項第1号））

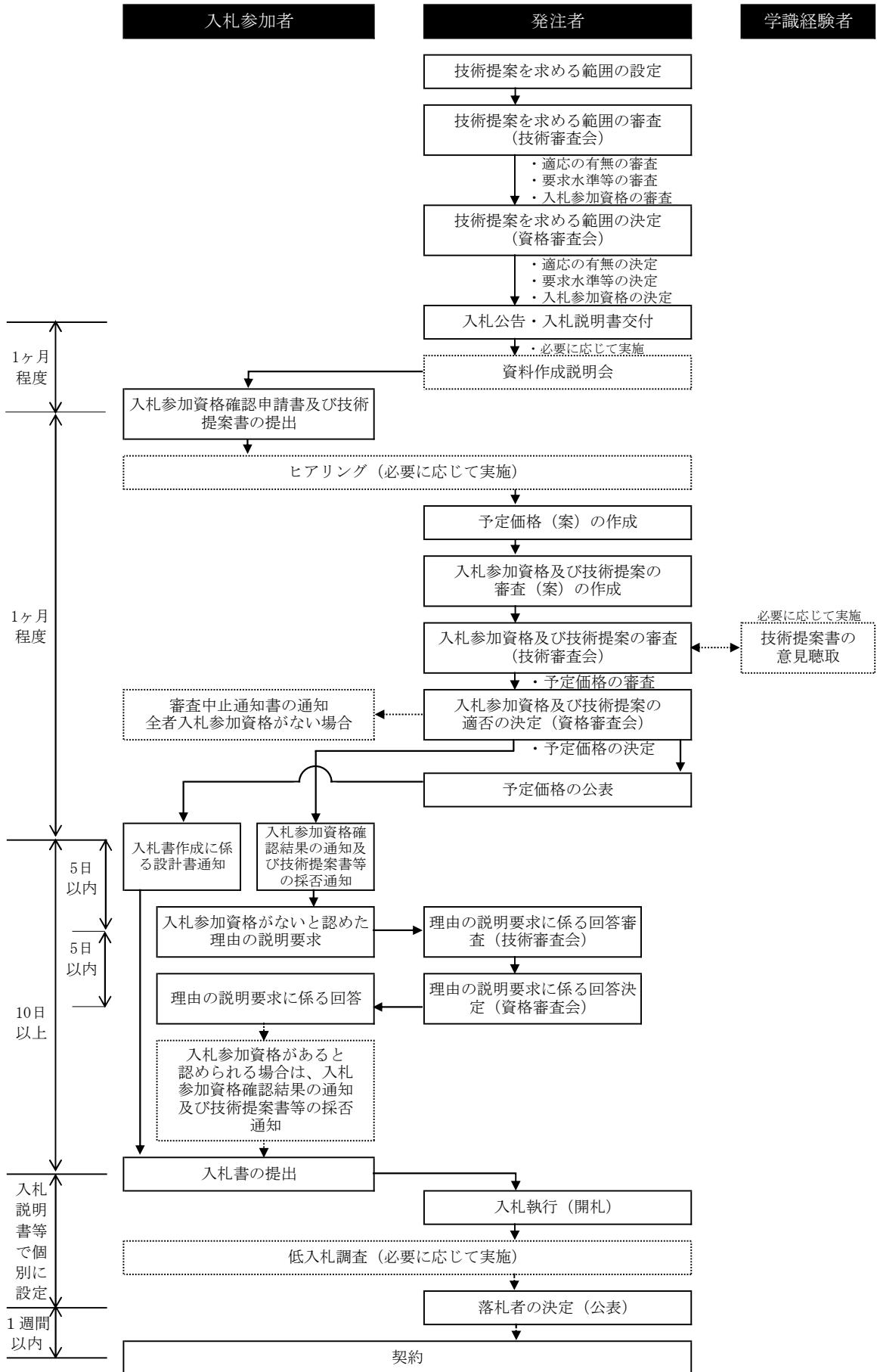


※ WTO対象の場合、入札参加者からの説明要求等に係る日数については、2日程度の余裕を考慮すること。

※ ○日以内は、宮崎県の休日を含める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条に規定する休日を除くものとする。

別図2 (第7関係)

手続きフロー (予定価格を事前に作成することができない場合 (第5第1項第2号))



※ WTO対象の場合、入札参加者からの説明要求等に係る日数については、2日程度の余裕を考慮すること。

※ ○日以内は、宮崎県の休日定める条例(平成元年宮崎県条例第22号)第2条に規定する休日を除くものとする。



文 書 番 号  
年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 様

宮崎県企業局長 印

技術提案に関するヒアリングについて（通知）

年 月 日付けで提出されました（工事の名称）に係る標記について、下記のとおり実施しますので、担当者の出席をお願いします。

記

1 日 時

〇〇年〇〇月〇〇日（〇曜） 〇〇 〇〇時 から 〇〇 〇〇時（予定）

2 場 所

〇〇〇〇〇 〇階 〇〇会議室

※ 控え室（〇〇〇〇〇 〇階 〇〇会議室）に、〇〇 〇〇時〇〇分頃お越しください。

3 内 容

(1) ヒアリングの範囲

技術提案及び技術提案に係る施工計画に関する事項とし、それ以外の項目については、原則としてヒアリングの対象としない。

(2) ヒアリングの対象者（配置予定技術者等）

技術提案の内容を十分理解し、説明できるものとする。ことから複数でも可とする。ただし、提案者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限るものとする。

なお、少なくとも〇年〇月〇日（〇）〇〇時までに、参加者名簿（自由様式。参加者名及び会社名を記載）を問合せ先へ〇〇で提出するとともに、開催日当日は社員証等により本人確認を行うものとする。

(3) ヒアリングの手順

○ 技術提案の確認（〇〇分 × 〇テーマ = 〇〇分）

技術提案の特徴や利点について概要説明を行い、施工上の課題認識や技術提案の不明点についてヒアリングを行う。

(文書取扱 ○○○○課)

問合せ先

○○○○課 ○○担当 ○○

TEL : ……

FAX : ……

E-mail : ……

別記様式第2号（第12関係）

文 書 番 号  
年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 様

宮崎県企業局長 印

審査中止通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付けで提出されました（工事の名称）に係る入札参加資格確認申請書及び技術提案書等の関係資料については、次の理由により審査を行わないこととしましたので通知します。

（理由）

（文書取扱 〇〇〇〇課）

問合せ先

〇〇〇〇課 〇〇担当 〇〇

TEL : ……

FAX : ……

E-mail : ……

入札参加資格確認結果通知書

文 書 番 号  
年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 様

宮崎県企業局長 印

〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のありました（工事の名称）に係る入札参加資格について、下記のとおり確認しましたので通知します。

記

公告日	年 月 日	
入札参加資格の有無	有 / 無	
	入札参加資格がないと認められた理由	

（入札参加資格が「無」とされた場合）

あなたは、当職に対して入札参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができます。

説明を求める場合は、通知を受理した日の翌日から起算して5日以内（WTOの場合7日以内）に企業局〇〇課へその旨を記載した書面を提出してください。

（注）紙入札の場合は、この通知書の写しを持参してください。写しの提出のない方は入札に参加できませんので御注意ください。

（文書取扱 〇〇〇〇課）

問合せ先 〇〇〇〇課 〇〇担当 〇〇 TEL : ..... FAX : ..... E-mail : .....
---

技術提案書等採否通知書

文 書 番 号  
年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 様

宮崎県企業局長 印

〇〇年〇〇月〇〇日付けで提出されました（工事の名称）に係る技術提案に対する審査結果を下記のとおり通知します。

記

1 審査結果

採用することができる。（採用することができない。）

2 採用することができない理由

（採用することができないとされた場合）

あなたは、当職に対して採用することができない理由について説明を求めることができます。説明を求める場合は、〇〇年〇〇月〇〇日までに企業局〇〇課へその旨を記載した書面を提出してください。

（文書取扱 〇〇〇〇課）

問合せ先

〇〇〇〇課 〇〇担当 〇〇

TEL : ……

FAX : ……

E-mail : ……

別記様式第5号（第14関係）

文 書 番 号  
年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 様

宮崎県企業局長 印

入札書作成に係る設計書通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付けで提出されました（工事の名称）に係る技術提案（参考見積書）を基に作成した設計書及び工事費内訳書並びに調査基準価格の算定式につきまして、別添のとおり通知します。

（文書取扱 〇〇〇〇課）

問合せ先

〇〇〇〇課 〇〇担当 〇〇

TEL : ……

FAX : ……

E-mail : ……

## 入札公告

下記のとおり設計施工一括工事に係る【条件付】一般競争入札を実施するので、企業局会計規程（平成14年宮崎県企業局企業管理規程第6号。以下「会計規程」という。）第109条の規定により公告する。

〇〇年〇月〇日

宮崎県企業局長 〇〇 〇〇

### 記

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 工 事 名
- (2) 発 電 所 名
- (3) 工 事 場 所
- (4) 工 期
- (5) 工 事 概 要
- (6) 予 定 価 格 （試行要領第5第1項第2号の場合は「上限額」）
- (7) 適 用 制 度 低入札価格調査制度
- (8) 本案件は、宮崎県建設工事等電子入札システムで行う。ただし、入札書を書面にて提出することを希望する者は、紙入札方式によることができる。
- (9) 本工事は、以下に関する技術提案書を受け付け、当該技術提案を審査の上、入札参加者を決定し、設計と施工を一括して同一の請負者に発注する入札方式（以下「設計・施工一括発注方式」という。）の工事である。
  - ア 〇〇〇〇に求める提案
    - (ア) . . . . .
    - (イ) . . . . .
  - イ 〇〇〇〇に求める提案
    - (ア) . . . . .
    - (イ) . . . . .
  - ウ 〇〇〇〇に求める提案
    - (ア) . . . . .
    - (イ) . . . . .

#### 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の(1)若しくは(2)のいずれかとする。

##### (1) 特定建設工事共同企業体

本工事に係る入札に参加する者に必要な資格は、宮崎県企業局特定建設工事共同企業体取扱試行要領（令和元年11月29日定め）に基づく特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の認定を受けている者で、開札日当日において次の要件を全て満たしていること。

##### ア 共同企業体の資格要件

- (ア) 共同企業体の構成員（以下「構成員」という。）の数は、〇であること。
- (イ) 構成員の組合せは、イの各構成員の資格要件をそれぞれ満たすものであること。
- (ウ) 各構成員は、この競争入札に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。
- (エ) 共同企業体の結成方式は、自主結成であること。
- (オ) 構成員の出資比率の最小限度は、甲型で構成員が2の場合は30パーセント、構成員が3の場合は20パーセント、乙型においては構成員において決定する。
- (カ) 共同企業体の代表構成員は、甲型においては出資比率が構成員中最大である者、乙型においては構成員において決定された者とする。
- (キ) 構成員のいずれも経常建設共同企業体でないこと。

イ 構成員の資格要件

本工事に係る入札に参加する者に必要な資格は、宮崎県企業局が発注する特定建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（令和元年11月29日定め。以下「入札参加資格要綱」という。）に基づく入札参加資格の認定を受けている者で、開札日当日において次の要件を満たしていること。

(ア) 構成員1の資格要件

建設工事の種類	等級区分
事業所の所在地に関する事項	
施工実績に関する事項	
会社の工事成績に関する事項	
配置技術者に関する事項	案件毎に条件を設定
設計業務受託等の関連に関する事項	1 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと。 受託者の商号又は名称 受託者の本店の所在地 2 ア又はイに該当する者でないこと。 ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者 イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
その他の事項	設計・施工一括発注方式（価格競争型）公告共通事項書に示す事項

(イ) 構成員2の資格要件

建設工事の種類	等級区分
事業所の所在地に関する事項	
施工実績に関する事項	
会社の工事成績に関する事項	
配置技術者に関する事項	案件毎に条件を設定
設計業務受託等の関連に関する事項	1 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと。 受託者の商号又は名称 受託者の本店の所在地 2 ア又はイに該当する者でないこと。 ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者 イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
その他の事項	設計・施工一括発注方式（価格競争型）公告共通事項書に示す事項



(2) 単体有資格業者

本工事に係る入札に参加する者に必要な資格は、入札参加資格要綱に基づく入札参加資格の認定を受けている者で、開札日当日において次の要件を満たしていること。

建設工事の種類		等級区分	
事業所の所在地に関する事項			
施工実績に関する事項			
会社の工事成績に関する事項			
配置技術者に関する事項		案件毎に条件を設定	
設計業務受託等の関連に関する事項	1	次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと。 受託者の商号又は名称 受託者の本店の所在地	
	2	ア又はイに該当する者でないこと。 ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者 イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者	
その他の事項	設計・施工一括発注方式（価格競争型）公告共通事項書に示す事項		

※ 上記の「競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項」の用語等については、別紙「条件付一般競争入札の「入札公告」における用語等の説明について」をご確認ください。（宮崎県公共事業情報サービス：[http://www.e-nyusatsu-portal.pref.miyazaki.lg.jp/main/denshi\\_nyusatu/nyusatsu\\_yougo.html](http://www.e-nyusatsu-portal.pref.miyazaki.lg.jp/main/denshi_nyusatu/nyusatsu_yougo.html)）

3 入札等担当部署

担 当 部 署：宮崎県企業局総務課（以下「局総務課」という。）  
住 所：〒880-0803 宮崎県宮崎市旭1丁目2番2号  
電 話 番 号：0985-26-9755  
F A X：0985-26-9754  
E メ ー ル：kigyo-somu@pref.miyazaki.lg.jp

4 契約条項を示す場所及び期間

閲 覧 場 所：宮崎県企業局総務課（宮崎県宮崎市旭1丁目2番2号）  
閲 覧 期 間：〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日まで  
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

5 入札日程等に関する事項

入札手続等	期間・期日等	場所・留意事項等
設計図書閲覧及び貸出		宮崎県公共事業情報サービス <sup>※1</sup> で閲覧・ダウンロード、局総務課で閲覧・貸出 <sup>※2</sup> 可
入札参加資格及び技術提案書等に関する質問の受付		局総務課へ電子メールで送付すること。 E-mail:kigyo-somu@pref.miyazaki.lg.jp
入札参加資格及び技術提案書等に関する回答の閲覧		宮崎県公共事業情報サービス <sup>※1</sup> に掲載

入札参加資格確認申請書及び技術提案書等の受付期間		局総務課に郵送（郵便書留など配達の確認ができるものに限る。）又は持参すること。
共同企業体認定申請受付期間		局総務課に郵送（郵便書留など配達の確認ができるものに限る。）又は持参すること。
入札参加資格確認結果及び技術提案書等の採否に係る通知	案件毎に設定	局総務課より書面で通知する。
入札書作成に係る設計書及び調査基準価格算定式の通知		局総務課より書面で通知する。
入札書受付期間		局総務課に郵送（郵便書留など配達の確認ができるものに限る。）又は持参すること。入札書には工事費内訳書を必ず添付 <sup>※3</sup> すること。
開札日時		宮崎県企業局 ○階会議室（予定）
低入札価格調査資料の提出期限		局総務課に持参すること。
入札結果の公表 <sup>※4</sup>		宮崎県公共事業情報サービス <sup>※1</sup> に掲載

※1 宮崎県公共事業情報サービスアドレス

(<http://www.e-nyusatsu-portal.pref.miyazaki.lg.jp/main/>)

※2 宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

※3 工事費内訳書の添付がない入札は無効とする。

※4 「入札結果の公表」の開始日については、落札候補者の審査が順調に行われた場合の見込みを記載しているため、審査の状況によっては公表の開始が遅れることがある。

## 6 設計・施工一括発注方式に関する事項

### (1) 技術提案及び参考見積の提出範囲

入札参加説明書6により技術提案書（及び参考見積書）を提出すること。

### (2) 評価内容の担保

技術提案書に記載された内容については、契約図書に記載する。また、工事完了後において、要求水準書の最低要求要件に適合した履行がなされているか検査を行うものとする。なお、契約の相手方の責めにより要求水準書の最低要求要件に適合した履行がなされなかった場合は、工事成績評定の減点対象とする。

## 7 入札参加資格確認及び技術提案書等に関する事項

### (1) 入札参加資格確認申請書及び技術提案書等の提出

設計・施工一括発注方式（価格競争型）公告共通事項書6及び7の入札参加資格確認申請書及び技術提案書等を提出すること。

### (2) 審査結果の通知

前項の審査結果は、入札公告に記載している日以降に通知する。

- 8 入札保証金  
入札保証金については、会計規程第88条の規定による。
- 9 入札の無効  
会計規程第115条に該当する場合のほか、次のいずれかに該当する者のした入札は無効とする。
- (1) 虚偽の申請を行った者のした入札
  - (2) 宮崎県企業局設計・施工一括発注方式（価格競争型）試行要領、入札公告及び設計・施工一括発注方式（価格競争型）公告共通事項書並びに入札参加説明書の規定に違反した者のした入札
  - (3) 契約の日までに入札参加資格を満たさなくなった者のした入札
  - (4) 工事費内訳書を提出していない者又は提出された工事費内訳書に不備がある者のした入札
- 10 低入札価格調査
- (1) 調査基準価格及び失格基準価格  
本工事は、宮崎県企業局低入札価格調査制度取扱要領（令和元年11月29日定め。以下「低入札要領」という。）による「調査基準価格」及び「失格基準価格」を設定する工事である。  
開札後、調査基準価格を下回った入札を行った者（以下「調査対象者」という。）がいる場合は、低入札価格調査を実施するものとする。なお、調査対象者は、低入札価格調査に協力するものとする。  
また、調査対象者が対象工事を契約する場合、監督員による重点監督の対象及び工事完成後の確認調査を実施するものとし、詳細は、契約後に別途指示するものとする。
  - (2) 低入札価格調査における失格判断基準  
低入札要領第8条に規定する低入札価格調査における失格判断基準について、同条第1項第1号に規定する「全企業の過去5年間の宮崎県発注工事の成績の平均点（○○○○工事）」は「○点」とする。  
（試行要領第5第1項第2号の場合は、「また、この場合、低入札要領第2条中「予定価格」とあるのは、「入札参加者毎に作成した予定価格」と読み替えるものとする。」を追加する。）
- 11 落札者の決定の方法
- (1) 予定価格の範囲内で、最低価格で入札した者を落札者とする。（試行要領第5第1項第2号の場合は、「入札参加者毎に算出した予定価格の範囲内で、最低価格で入札した者を落札者とする。」とする。）
  - (2) 調査基準価格を下回る価格の入札者であるときは低入札価格調査を行った上で落札者の決定を行うものとする。
  - (3) 調査基準価格を上回る価格で落札となるべき同価の入札をした者が2者以上いる場合にあっては、当該価格で入札した者によるくじで落札者を決定するものとする。
  - (4) 調査基準価格を下回る価格で落札となるべき同価の入札をした者が2者以上いる場合にあっては、当該価格で入札した者によるくじで落札候補者を決定し、低入札価格調査を行った上で落札者の決定を行うものとする。
  - (5) 工事の契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず当該落札決定を保留した者の次に（試行要領第5第1項第2号の場合は、「入札参加者毎に算出した予定価格の範囲内で、」を追加する。）最低価格で入札したものを落札者として決定する。この場合、調査基準価格を下回る価格の入札者であるときは、低入札価格調査を行った上で落札者の決定を行うものとする。
- 12 その他の事項
- (1) 設計・施工一括発注方式（価格競争型）公告共通事項書に示すとおりとする。  
なお、一定の資本関係又は人的関係を有する複数の者が本入札に参加した場合は、当該複数の者のした入札は無効とする。（一定の資本関係又は人的関係の詳細については、設計・施工一括発注方式（価格競争型）公告共通事項書を参照のこと。）

- (2) 継続費に係る契約の特則については、次のとおりとする。  
この工事は、継続費に係る契約であり、各会計年度における請負代金の支払限度額及び出来高予定額の割合（前払い金及び中間前払い金含む）は次のとおりとする。ただし、予算上の都合でその他の必要があるときは、変更することがある。

	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	合計
支払限度額				
出来高予定額				

- (3) 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨については、次のとおりとする。  
日本語及び日本国通貨
- (4) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。（W T Oの場合）

### 13 Summary

- (1) 【事業名】
- (2) 【入札参加資格審査書類の提出期限】
- (3) 【提案審査書類の提出期限】
- (4) 【入札書の提出期限】
- (5) 【連絡先】
- (6) 【その他】

## 別添2（第7関係）

### 設計・施工一括発注方式（価格競争型）公告共通事項書

#### 1 適用

本書で定める事項は、宮崎県企業局設計・施工一括発注方式（価格競争型）試行要領（以下「試行要領」という。）に基づいて実施する〇〇工事の入札について適用する。

#### 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本工事の入札公告日から契約が確定する日までのいずれの日においても、宮崎県企業局が発注する特定建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（令和元年11月29日定め。）に規定する入札参加資格停止となっていない者であること。
- (3) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始決定後、入札参加資格に係る随時の審査に基づく認定を受けている者であること。
- (5) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受け支払が不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (6) 入札に参加する者の間に、次のいずれかに該当する資本関係又は人的関係がないこと。

##### ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合

- (ア) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社（同法施行規則第3条第3項第1号に該当するものに限る。以下同じ。）と会社法第2条第3号に規定する子会社（同法施行規則第3条第3項第1号に該当するものに限る。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

##### イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（ただし、会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。）
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

##### ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (7) 県が発注する建設工事の施工実績がある者にあつては、当該年度及び前年度のすべての工事成績が 60 点以上であること。
- (8) 事業協同組合として入札に参加する場合には、組合員である者は当該入札に参加することはできないこと。
- (9) 試行要領第 13 に定める入札参加資格確認結果通知書により、入札参加資格があると認められた者であること。

### 3 調査基準価格及び失格基準価格の設定

この入札においては、調査基準価格及び失格基準価格を設けるものとし、取扱いについては、宮崎県企業局低入札価格調査制度取扱要領（令和元年 11 月 29 日定め。以下「低入要領」という。）によるものとする。

### 4 入札説明書等の閲覧等

- (1) 宮崎県企業局総務課（以下「局総務課」という。）において、次に掲げる書類（以下「入札説明書等」という。）を公告日から開札日まで閲覧に供する。
  - ① 入札公告の写し
  - ② 設計・施工一括発注方式（価格競争型）公告共通事項書
  - ③ 入札参加説明書
  - ④ 要求水準書
  - ⑤ 特記仕様書
  - ⑥ 設計書及び工事図面（以下「設計図書等」という。）
  - ⑦ 設計施工請負契約約款
- (2) 入札説明書等は、宮崎県公共事業情報サービス [<http://www.e-nyusatsu-portal.pref.miyazaki.lg.jp/main/>] にダウンロードできる形式で掲載する。ただし、掲載することが困難な場合は、局総務課における閲覧のみとする。
- (3) 設計図書等は、原則として閲覧に供する期間は貸し出す。

### 5 入札説明書等に関する質問及び回答

- (1) 入札説明書等に関する質問は、入札公告に定める期間、局総務課において電子メール [[kigyosomu@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:kigyosomu@pref.miyazaki.lg.jp)] で受け付ける。
- (2) 質問に対する回答は、宮崎県公共事業情報サービス [<http://www.e-nyusatsu-portal.pref.miyazaki.lg.jp/main/>] に掲載することにより行う。ただし、掲載することが困難な場合は、局総務課における閲覧のみとする。

### 6 入札参加資格確認申請

- (1) 入札参加の資格確認を行うため、入札参加説明書に定める入札参加資格確認申請書（別記様式－1。以下「資格確認申請書」という。）及び次に掲げる入札参加資格確認資料（以下「添付資料」という。）の提出を求める。

- ① 同種工事の施工実績調書（別記様式－２－１）
  - ② 予定設計受託者の同種・類似業務の実績調書（別記様式－２－２）
  - ③ 設計技術者の資格調書（別記様式－３－１）
  - ④ 主任（監理）技術者等の資格・工事経験調書（別記様式－３－２）
  - ⑤ 経営事項審査結果通知書の写し
  - ⑥ その他入札参加資格を確認するため入札公告において提出を求める資料
- (2) 資格確認申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）の提出は、期限までに入札に参加することを希望する者（以下「入札参加希望者」という。）が局総務課に郵送（郵便書留など配達の確認ができるものに限る。）又は持参することにより行う。
- (3) 提出期限日以降は、申請書等の修正及び再提出を認めない。
- (4) 提出期限日までに申請書等を提出しない場合又は宮崎県企業局長が行う指示に従わない場合は、入札参加できないものとする。
- (5) 資格確認は、入札公告に定める期間内に行い、審査結果を試行要領第 13 に定める入札参加資格確認結果通知書にて通知する。ただし、資格確認に疑義が生じた場合はこの限りでない。

## 7 技術提案書等の提出

- (1) 入札参加希望者は、入札参加説明書で提出を求めている技術提案書等を「6 入札参加資格確認申請」と同時に局総務課に提出しなければならない。なお、同時に提出しない者は、入札に参加する資格がないものとする。
- (2) 技術提案書等は、局総務課へ 3 部提出すること。

## 8 資格確認申請書及び技術提案書等の作成費用の負担等

- (1) 資格確認申請書及び技術提案書等の作成及び提出に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。
- (2) 提出された資格確認申請書及び技術提案書等は、返却しない。
- (3) 提出期限日以降における資格確認申請書及び技術提案書等の修正及び再提出は認めない。ただし、発注者が指示した場合はこの限りでない。

## 9 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないとされた確認通知書を受理した者は、試行要領第 13 に定めるところにより、当該通知を受理した日の翌日から起算して 5 日以内（WTO の場合 7 日以内）に、書面により入札参加資格がないとした理由の説明を求めることができる。
- (2) 前項の説明を求める書面を受理したときは、当該書面を受理した日の翌日から起算して 5 日以内（WTO の場合 7 日以内）に書面により回答するものとする。

## 10 入札参加手続

- (1) 入札に参加することが可能となった者（以下「入札参加者」という。）は、入札公告に定める期間に企業局建設工事等電子入札実施要領（平成 20 年 4 月 1 日定め。以下「電子入札要領」と

いう。) 第 10 条に定めるところにより、入札書を提出するものとする。

- (2) 入札書の提出に当たっては、工事費内訳書の提出を要するものとし、宮崎県公共事業情報サービスに掲載されている工事費内訳書様式をダウンロードし、ファイルに必要事項を入力の上、期限までに電子入札システムによる電子ファイル若しくは局総務課へ書面にて提出すること。

また、工事費内訳書の工種は、積算体系レベル 2 相当の工種まで記載し、工事費内訳書の合計額である工事価格（免税事業者にあつては、工事価格の 110 分の 100）は、入札金額と一致させること。

なお、次に掲げる項目に該当する場合は、当該入札を無効とする。

- ① 工事費内訳書が未提出の場合
- ② 提出された工事費内訳書が未記入である場合
- ③ 明らかに別の工事の工事費内訳書と判断される場合

## 11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金については、企業局会計規程（平成 14 年宮崎県企業局企業管理規程第 6 号。以下「会計規程」という。）第 88 条の規定による。
- (2) 契約保証金については、納付すること。ただし、設計施工請負契約約款第 4 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に規定する保証を付したときは、契約保証金の納付がなされたものとし、同項第 4 号又は第 5 号に規定する保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

## 12 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 13 低入札価格調査

- (1) 調査基準価格を下回った入札を行った者（以下「調査対象者」という。）がいる場合は、低入要領に定めるところにより、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かについての調査（以下「低入札価格調査」という。）を行う。
- (2) 調査対象者は、宮崎県企業局が実施する低入札価格調査に協力しなければならない。

## 14 落札候補者の決定等

- (1) 開札後、予定価格の範囲内で失格又は無効とされた者を除く最低価格で入札をした者を落札候補者とする。
- (2) 前項の最低価格で入札した者が 2 者以上いる場合においては、当該価格で入札した者（以下「同価入札者」という。）による電子入札要領第 19 条に規定するくじで落札者を決定するものとする。
- (3) 調査対象者のうち低入札価格調査により失格とした者は除くものとする。



## 15 再度の入札

- (1) 開札の結果、落札者となるべき者がいなかったときは、当該入札に参加した者による入札（以下「再度の入札」という。）を実施する。
- (2) 再度の入札の回数は1回とする。
- (3) 再度の入札においても落札者となるべき者がおらず、最低入札価格と予定価格との差が5%の範囲内にあるときは、最低価格入札者と予定価格の範囲内で随意契約することがある。

## 16 落札者の決定

落札者を決定した場合にあっては、電子入札要領第18条に規定する落札決定通知書を書面により送付する。なお、低入札価格調査の結果、失格となった者には、その旨を落札者等不適格通知書（低入要領別記様式第3号）により通知するものとする。

## 17 次順位者の確認

- (1) 落札者の入札を無効とした場合は、入札を無効とした者（以下「失格者」という。）以外の同価入札者が2者以上いる場合にあつては、14(2)に規定するくじで落札者を定め、失格者以外の同価入札者が1者である場合にあつては当該同価入札者を、同価入札者がいない場合にあつては失格者の次に予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を、落札者とする。
- (2) 前項の規定による確認は、失格者に16に規定する落札者等不適格通知書（低入要領別記様式第3号）にて通知をした日から行う。ただし、当該失格者から低入要領第10条第1項に規定する説明を求める書面を受理したときは、確認を中断するものとする。

## 18 入札の無効

- (1) 会計規程第115条に該当する場合のほか、次のいずれかに該当する者のした入札は無効とする。
  - ① 虚偽の申請を行った者のした入札
  - ② 試行要領及び入札公告等の規定に違反した者のした入札
  - ③ 契約の日までに入札参加資格を満たさなくなった者のした入札
  - ④ 工事費内訳書を提出していない者又は提出された工事費内訳書に不備がある者のした入札
  - ⑤ 試行要領第12第5項に該当する者のした入札
- (2) 入札を無効とした者には、その旨を企業局条件付一般競争入札実施要領（平成20年4月1日定め。）別記様式第13号により通知する。

## 19 その他

入札公告及び本書に定めのない事項については、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）、会計規程、電子入札要領、試行要領及び入札参加説明書の定めるところによる。

## 別添3（第7関係）

### 入札参加説明書

宮崎県企業局の〇〇〇〇〇〇工事に係る入札公告に基づく【条件付】一般競争入札（設計・施工一括発注方式（価格競争型））については、入札公告、設計・施工一括発注方式（価格競争型）公告共通事項書及び特記仕様書並びに図面に定めるもののほか、この入札参加説明書によるものとする。

1 公告日 〇〇〇〇年〇月〇日

2 工事の目的及び内容

〇〇〇〇〇・・・。

3 工事の概要

(1) 工事名 〇〇〇〇〇〇工事

(2) 工事場所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇

(3) 要求水準 別添「〇〇〇〇」のとおり

(4) 工期 〇〇〇〇年〇月〇日から〇〇〇〇年〇月〇日まで

(5) 本工事は、実施設計及び施工を一括して発注する工事である。

(6) 本工事は、「7 入札参加資格の確認等」に定める入札参加資格確認申請書（以下「資格確認申請書」という。）、技術提案書及び参考見積書等の関係資料（以下「技術提案書等」という。）を受け付け、資格確認申請書の内容審査及び技術提案書等の適否を審査し、入札参加資格があると認められた者による価格競争方式で落札者を決定する設計・施工一括発注方式（価格競争型）の工事である。

(7) 【試行要領第5第1項第2号の場合】

本工事は、技術提案書及び要求水準書の内容を実施するために必要な設計数量及び単価表等の参考見積書に基づき、入札に参加することが可能となった者（以下「入札参加者」という。）毎に、予定価格及び調査基準価格を定める工事である。

(8) 【試行要領第5第1項第2号の場合（以降、本書の参考見積書に係る記載は、試行要領第5第1項第2号の場合）】

提案を実施するために必要な設計数量及び単価表等の見積の提出を求め、予定価格及び調査基準価格を定める工事である。

なお、本工事（設計・施工）の上限額は〇〇〇万円（税込み）である。

(9) 本工事は、本工事に関する設計を自ら行う予定の入札参加希望者による技術提案等だけでなく、入札参加希望者と入札参加希望者より委託され本工事に関する設計を行う者（以下「設計受託者」という。）として予定されている者（以下「予定設計受託者」という。）との共同による技術提案等も認め、その内容を審査する工事である。

また、共同による技術提案等においては、予定設計受託者から提出された本工事の設計に関す

る見積書を入札参加希望者に提出させ、受注者となった者には、当該予定設計受託者が提出した見積書に記載の設計見積額以上の金額を委託費として、当該予定設計受託者と適切に契約を締結するよう、発注者と受注者との契約の中で義務付け、見積額以上の契約が締結されていない場合には、宮崎県企業局長（以下「局長」という。）はその理由を受注者に提出させ、当該理由が不適正であった場合には、受注者に是正のための措置を講じるように求め、受注者が是正措置を講じない場合、口頭注意の措置を行い、工事成績評定を5点減ずることとする。さらに受注者から設計受託者への委託費の支払完了後に、受注者から発注者に提出させる設計受託者に対する支払報告書に記載の支払額が委託費を下回る場合には、設計受託者に対して適切な支払いがなされていないことから、その理由を受注者に提出させ、当該理由が不適正であった場合には、受注者に是正のための措置を講じるように求め、受注者が是正措置を講じない場合、口頭注意の措置を行い、工事成績評定を5点減ずる、設計受託者の見積を踏まえた入札方式である。

- (10) 必要があると認められるときは、技術提案書等の内容についてヒアリングを実施する。その場合、ヒアリングの場所及び日時は別途通知するものとする。なお、ヒアリングを実施する場合は、設計及び施工についての技術提案を適切に評価するため、原則として、予定設計受託者もヒアリングへ同席すること。ただし、ヒアリングへの同席は予定設計受託者の任意の協力によるものとする。
- (11) 予定設計受託者又は設計受託者の倒産等やむを得ない理由により設計の履行が不可能になった場合を除き、落札決定後の予定設計受託者又は設計受託者の変更は認めない。なお、やむを得ず予定設計受託者又は設計受託者を変更する際は、発注者の承諾を得ること。

## 4 入札参加資格

### 4-1 入札参加者の資格

次の(1)から(5)に掲げる条件を満たしているものにより構成される特定建設工事共同企業体であって、宮崎県企業局特定建設工事共同企業体取扱試行要領（令和元年11月29日定め）に基づく特定建設工事共同企業体としての入札参加資格の認定を受けている者、又は次の(1)から(5)に掲げる条件を満たしている単体有資格業者であること。

- (1) 宮崎県企業局が発注する特定建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（令和元年11月29日定め）に基づく入札参加資格の認定を受けている者のうち、以下の工事の認定を受けているものであること。
  - ・構成員1：〇〇工事
  - ・構成員2：〇〇工事
  - ・構成員3：〇〇工事
- (2) 入札公告2の競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項（以下「入札公告2」という。）の条件を満たしていること（施工実績に関する事項における共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20パーセント以上の場合のものに限る。ただし、共同企業体の分担施工型においては、この限りでない。）。なお、当該実績の工事成績評定点があるものについては、60点未満のものを除く。
- (3) 次に掲げるア又はイを満たす設計に係る管理技術者及び照査技術者（以下「設計技術者」とい

う。)を当該設計に配置できること。管理技術者と照査技術者を兼務することはできない。なお、当該設計を設計受託者に委託する場合は、4-2に基づき予定設計受託者が設計技術者を配置すること。

ア 技術士（建設部門（選択科目を「〇〇〇〇」とする。）、又は総合技術監理部門（選択科目を「建設部門-〇〇〇〇」とする。))の資格を有する者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について18年以上の実務経験を有する者又は発注者が同等の能力を有していると認めた者）であること。

イ R C C M（選択部門は〇〇〇〇とする。）の資格を有する者であること。

(4) 入札公告2の配置技術者に関する事項を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

(5) 入札公告2の「設計業務受託等の関連に関する事項」に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者でないこと。

#### 4-2 予定設計受託者の要件

##### 【WTOの場合】

設計を設計受託者に委託する場合、予定設計受託者は次の(1)から(5)に掲げる条件を満たしている単体企業、又は(1)から(5)に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体とする。

##### 【WTO以外の場合】

設計を設計受託者に委託する場合、予定設計受託者は次の(1)から(5)に掲げる条件を満たしている単体企業とする。

(1) 次に示す同種・類似業務について、〇〇〇〇年度以降に完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において1件以上（設計共同体の場合は、構成員を含む全ての者について1件以上）の実績を有すること。

・同種業務：〇〇〇〇設計業務

・類似業務：〇〇〇〇設計業務

(2) 次に掲げるア又はイを満たす設計に係る設計技術者を当該設計に配置できること。なお、管理技術者と照査技術者を兼務することはできない。

ア 技術士（建設部門（選択科目を「〇〇〇〇」とする。）、又は総合技術監理部門（選択科目を「建設部門-〇〇〇〇」とする。))の資格を有する者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について18年以上の実務経験を有する者又は発注者が同等の能力を有していると認めた者）であること。

イ R C C M（選択部門は〇〇〇〇とする。）の資格を有する者であること。

(3) 配置予定の管理技術者は、次に示す同種・類似業務について、〇〇〇〇年度以降に完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において1件以上の実績を有すること。

・同種業務：〇〇〇〇設計業務

・類似業務：〇〇〇〇設計業務

(4) 入札公告2の「設計業務受託等の関連に関する事項」に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連のある予定設計受託者でないこと。

- (5) 入札参加者の入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、宮崎県企業局が発注する特定建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（令和元年11月29日定め）第7条第4項に規定する企業局建設業者等有資格者名簿に登載されている者においては、同要綱第10条に規定する入札参加資格停止中でないこと。

#### 4-3 現場代理人の兼務

本工事については、主任技術者又は監理技術者と現場代理人の兼務を認めることとする。

#### 5 設計業務等の受託者等

入札公告2の「設計業務受託等の関連に関する事項」のとおり。

#### 6 設計・施工一括に関する事項

- (1) 本書及び別添「要求水準書」に基づき、施工場所の地形条件、周辺環境、維持管理面等にも配慮した適切な設計及び施工計画を立案し、その内容を示した技術提案書（別記様式-4）を提出すること。なお、参考見積り（試行要領第5第1項第2号の場合）の範囲は別紙-1によるものとする。
- (2) 提案する工法は、理論的な妥当性を有する手法、実験等による検証がなされた手法等適切な知見に基づいた工法を対象とする。
- (3) 技術提案書に対応した設計費及び工事費の参考見積書（試行要領第5第1項第2号の場合）を作成し提出すること。なお、参考見積書は工種、種別に相当する項目に対応するものの単位、数量、単価、金額を表示し、主要資材については、規格、数量、単価、金額を表示するとともに、可能な限り規格まで記入すること。体系は、〇〇〇〇工事参考見積書（別記様式-8）を参考とすること。なお、様式は自由であるが、A4（縦書き）とすること。ただし、参考見積書は予定価格を算出するための参考として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

#### 7 入札参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、4-1に掲げる入札参加資格を確認するため、次に従い、資格確認申請書及び入札参加資格確認資料（以下「添付資料」という。）並びに技術提案書等を同時に提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4-1(1)の事項を満たしていない者も4-1(2)から(5)迄に掲げる事項を満たしているときは、開札の時において4-1(1)を満たしていることを条件として、入札参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において4-1(1)を満たしていなければならない。

なお、期限までに資格確認申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を同時に提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

また、設計を設計受託者に委託する場合、予定設計受託者に関して4-2に掲げる資格要件を有することを証明するための申請書及び添付資料を提出し、予定設計受託者としての資格の有

無について確認を受けなければならない。

ア 提出期間

〇〇〇〇年〇月〇日から〇〇〇〇年〇月〇日まで

ただし、宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第 22 号）第 2 条に規定する休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。以下日数の規定において同じ。

イ 提出場所

12 の担当部署と同じとする。

ウ 提出方法

宮崎県企業局に郵送（郵便書留など配達の確認ができるものに限る。以下同じ）又は持参すること。なお、技術提案書等の提出書類は通し番号を付するとともに全頁数表示すること（頁の例：1 / 〇〇～〇〇 / 〇〇）。

エ 特定建設工事共同企業体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合の取扱い

開札の時より前であれば、入札公告に定める期限にかかわらず、被指名停止会社に代わる構成員を補充した上で、新たに特定建設工事共同企業体を結成し、特定建設工事共同企業体としての認定の申請を行うことができるものとする。その際の、申請期限の特例については、次のとおりとする。

・ 〇〇〇〇年〇月〇日まで

(2) 申請書は、別記様式－1 により作成すること。

(3) 添付資料は、次に従い作成すること。なお、アの同種工事の施工実績及びイの配置予定技術者の同種工事の経験（アについては、同種又は類似業務）については、工事が完成し、引渡しが済んでいるものに限り記載することとし、「同種工事の施工実績」（別記様式－2－1）に記載する工事及び「主任（監理）技術者等の資格・工事経験」（別記様式－3－2）の「工事経験の概要」に記載する工事について、工事成績評定通知書がある場合は、その写しを添付すること。

ア 同種工事の施工実績

4－1(2)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を別記様式－2－1 に記載すること。記載する同種工事の施工実績の件数は 1 件でよい。

イ 配置予定技術者の同種工事の経験

(ア) 設計を自ら行う場合、設計技術者については、4－1(3)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者とその資格内容を別記様式－3－1 に記載し、併せて資格証の写しを添付すること。

また、配置予定の技術者として複数の候補技術者とその資格を記載することもできる。

(イ) 主任技術者又は監理技術者については 4－1(4)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式－3－2 に記載し、資格等を証明する書類として資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを提出すること（監理技術者資格者証については、裏面の写しも提出すること。）。記載する同種工事の経験の件数は 1 件でよい。

(ウ) 同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を

落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書等を提出した者は、直ちに当該申請書等の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、有資格業者の入札参加資格停止に関する要領（平成16年4月22日県土整備部管理課定め。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を行うことがある。

ウ 設計を設計受託者に委託する場合の予定設計受託者の業務実績

4-2(1)に掲げる資格があることを判断できる同種・類似業務実績を別記様式-2-2に記載すること。記載する同種・類似業務実績の件数は1件でよい。

エ 設計を設計受託者に委託する場合の配置予定の設計技術者

管理技術者については、4-2(2)の資格内容及び4-2(3)の同種・類似業務実績（1件でよい）を別記様式-3-1に記載し、併せて資格証の写しを添付すること。照査技術者については、4-2(2)の資格内容を別記様式-3-1に記載し、併せて資格証の写しを添付すること。また、配置予定の技術者として複数の候補技術者とその資格及び同種業務実績を記載することもできる。

オ 契約書の写し

ア・イ(ア)の施工実績及びイ(イ)・ウ・エの業務実績として記載した工事及び業務に係る契約書の写しを提出すること。契約書の写しは、工事名若しくは業務名、契約金額、工期若しくは履行期間、発注者、請負者若しくは受託者が確認できる部分のみでよい。ただし、当該工事が、一般財団法人建設業技術者センターの「工事实績情報サービス（CORINS）」、当該業務が一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

また、設計を設計受託者に委託する場合、ウ及びエの業務実績として記載した設計に係る契約書の写しを提出すること。契約書の写しは、業務名、契約金額、履行期間、発注者、受託者が確認できる部分のみでよい。ただし、当該業務が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）」に登録されている場合は、契約書等の写しを提出する必要はない。

カ 技術提案書等

入札参加希望者は、技術提案書を別記様式-4に基づいて作成し、併せて技術提案書及び要求水準書を満足するための設計数量及び参考見積書（試行要領第5第1項第2号の場合）等を別記様式-8に基づいて提出すること。なお、技術提案書と併せて提出された参考見積書等が上限額を超えていた場合は、入札参加資格がないものとして取り扱うものとする。また、技術提案書を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではない。別記様式-4で求める提案は、以下のとおりとする。

(ア) ○○○○に求める提案

・○○○○・・・・

・○○○○・・・・

(イ) ○○○○に求める提案

・○○○○・・・・

・○○○○・・・・

(ウ) ○○○○に求める提案

・○○○○・・・・

・○○○○・・・・

(4) 入札参加資格及び技術提案書等の確認結果は、○○○○年○月○日以降に設計・施工一括発注方式（価格競争型）試行要領（以下「試行要領」という。）別記様式第3号及び第4号にて通知する。ただし、資格確認に疑義が生じた場合はこの限りでない。

(5) その他

ア 申請書等及び技術提案書等の作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された申請書等を、入札参加資格の確認以外に入札参加希望者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書等及び技術提案書等は、返却しない。

エ 提出期限日以降における申請書等及び技術提案書等の修正及び再提出は認めない。

オ 申請書等及び技術提案書等に関する問合せ先は、12の担当部署と同じとする。

カ 申請書等及び技術提案書等のすべてを、○○○○年○月○日必着で郵送（郵便書留など配達の確認ができるものに限る。）又は持参すること。提出先及び郵送の際の送付先は12の担当部署と同じとする。

## 8 技術提案書等のヒアリング

(1) 必要があると認めるときは、技術提案書等について、ヒアリングを実施するものとする。

(2) ヒアリングを実施する場合は、ヒアリングを行う者に対して、ヒアリングの場所、日時等を通知するものとする。

(3) ヒアリングの通知を受けた者がヒアリングを受けなかった場合は、入札参加資格がないものとして取り扱うものとする。

## 9 入札参加説明書に対する質問

(1) 入札参加説明書に関する質問は、公告日から○○○○年○月○日までの期間、12の担当部署において電子メールで受け付ける。

(2) (1)の質問に対する回答は、宮崎県公共事業情報サービス [<http://www.e-nyusatsu-portal.pref.miyazaki.lg.jp/main/>]にて公告日から○○○○年○月○日までの期間掲載することにより行う。ただし、掲載することが困難な場合は、宮崎県企業局総務課における閲覧のみとする。

## 10 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、入札参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる。

ア 提出期間

通知を受理した日の翌日から起算して5日以内（WTOの場合7日以内）

イ 提出場所



12の担当部署と同じとする。

ウ 提出方法

書面（様式は自由）を持参することにより提出することとする。

- (2) 説明を求められたときは書面を受理した日の翌日から起算して5日以内（WTOの場合7日以内）に説明を求めた者に対し、書面にて回答する。

11 入札に関する事項

【試行要領第5第1項第1号の場合】

(1) 低入札価格調査

宮崎県企業局低入札価格調査制度取扱要領（令和元年11月29日定め。以下「低入要領」という。）第2条に基づき調査基準価格を設ける。なお、低入要領第6条の低入札価格調査書類（以下「調査書類」という。）の提出にあたっては、同条第2項に定める全ての調査書類の提出を求めるものとする。

(2) その他

ア 受注者の責めにより、技術提案及び要求水準書の最低要求要件を満足できない場合は、設計施工請負契約約款第44条（契約不適合責任）に基づき技術提案及び要求水準書の最低要求要件を満足するよう修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求するものとし、相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、代金の減額を請求する。なお、修補又は代替物の引渡しの期間が契約工期以降となる場合は、同約款第53条（発注者の損害賠償請求等）に基づき損害の賠償を請求するものとする。また、当該工事成績評定を5点減ずるものとする。ただし、施工条件の変更や自然災害等受注者の責めに寄らない理由により、技術提案及び要求水準書の最低要求要件を履行できない場合においては、この限りでない。

イ . . . .

【試行要領第5第1項第2号の場合】

(1) 予定価格

技術提案書に併せて提出された参考見積書に基づき入札参加者毎に設計書及び予定価格を作成するものとする。

なお、作成した設計書及び工事費内訳書については、入札公告に規定する日以降に入札参加者毎に入札書作成に係る設計書通知書（試行要領別記様式第5号）により通知を行うものとする。

(2) 低入札価格調査

宮崎県企業局低入札価格調査制度取扱要領（令和元年11月29日定め。以下「低入要領」という。）第2条に基づき調査基準価格を設ける。また、調査基準価格における「予定価格」については、「入札参加者毎に作成した予定価格」に読み替えて適用するものとする。なお、低入要領第6条の低入札価格調査書類（以下「調査書類」という。）の提出にあたっては、同条第2項に定める全ての調査書類の提出を求めるものとする。

(3) その他

ア 受注者の責めにより、技術提案及び要求水準書の最低要求要件を満足できない場合は、設計施工請負契約約款第 44 条（契約不適合責任）に基づき技術提案及び要求水準書の最低要求要件を満足するよう修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求するものとし、相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、代金の減額を請求する。なお、修補又は代替物の引渡しの期間が契約工期以降となる場合は、同約款第 53 条（発注者の損害賠償請求等）に基づき損害の賠償を請求するものとする。また、当該工事成績評定を 5 点減ずるものとする。ただし、施工条件の変更や自然災害等受注者の責めに寄らない理由により、技術提案及び要求水準書の最低要求要件を履行できない場合においては、この限りでない。

イ . . . .

## 12 入札手続における担当部署

〒880-0803 宮崎県宮崎市旭 1 丁目 2 番 2 号

宮崎県企業局総務課 ○○○○担当

電 話 0985-26-9755

F A X 0985-26-9754

E-mail kigyo-somu@pref.miyazaki.lg.jp

## 13 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 入札の受付期間は、以下のとおりとする。

ア 電子入札システムによる入札の締切は、○○○○年○月○日

イ 紙による持参の場合は、○○○○年○月○日から○○○○年○月○日（日曜日、土曜日及び祝日を除く午前○時○分から午後○時○分まで。）。

ウ 郵送（郵便書留など配達の確認ができるものに限る。）による入札の受領期間は、○○○○年○月○日から○○○○年○月○日（必着）

(2) 開札日時及び場所は、以下のとおりとする。

ア 開札日時：○○○○年○月○日 午前○時○分（予定）

イ 開札場所：〒880-0803 宮崎県宮崎市旭 1 丁目 2 番 2 号  
宮崎県企業局庁舎 ○階○○○○会議室

(3) その他

紙による入札を行う場合は、入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。当該通知書は、表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

## 14 入札方法等

(1) 入札書は、宮崎県公共事業情報サービスに掲載されている工事費内訳書様式をダウンロードし、ファイルに必要事項を入力の上、電子入札システムによる電子ファイル若しくは 8 の担当部署へ書面にて提出すること。なお、郵送（郵便書留など配達の確認ができるものに限る。）する

こともできるが、電送(ファクシミリ)による入札は認めない。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときには、入札執行に関係のない宮崎県企業局職員にくじを引かせるものとする。
- (4) 第1回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から連絡する。なお、入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

#### 15 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は、免除する。
- (2) 契約保証金は、設計施工請負契約約款第4条(契約の保証)に基づいて納付するものとする。

#### 16 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。なお、工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は、別記様式-7とする。
- (3) 入札参加者は押印及び記名を行った工事費内訳書を提出しなければならず、提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が、次の各項に掲げる場合に該当するものについては、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

ア 未提出であると認められる場合(未提出であると同視できる場合を含む。)

- (ア) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
- (イ) 内訳書とは無関係な書類である場合
- (ウ) 他の工事の内訳書である場合
- (エ) 白紙である場合
- (オ) 内訳書に押印が欠けている場合
- (カ) 内訳書が特定できない場合
- (キ) 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合

イ 記載すべき事項が欠けている場合

- (ア) 内訳の記載が全くない場合
- (イ) 入札参加説明書に指示された項目を満たしていない場合

ウ 添付すべきではない書類が添付されていた場合

- (ア) 他の工事の内訳書が添付されていた場合

エ 記載すべき事項に誤りがある場合

- (ア) 発注者名に誤りがある場合
  - (イ) 発注案件名に誤りがある場合
  - (ウ) 提出業者名に誤りがある場合
  - (エ) 内訳書の合計金額が入札金額と異なる場合
- オ その他未提出又は不備がある場合

#### 17 予定設計受託者からの見積書の提出

- (1) 入札参加者は、7の入札参加資格の確認等に併せて、次に定めるところにより、予定設計受託者から提出された見積書の写しを提出すること。  
提出期限：〇〇〇〇年〇月〇日  
提出先：12の担当部署と同じとする。  
様式：別記様式－5によることとする。
- (2) 設計について、入札参加者が自ら実施する場合には、(1)の見積書の写しに代えて、別記様式－6の通知書を提出すること。
- (3) (1)の見積書の写し及び(2)の通知書のいずれも提出がない場合には、入札に関する条件に違反した入札として、その者のした入札を無効として取り扱う。
- (4) 落札者となった場合であって、落札者の決定後契約の締結までの間において、予定設計受託者による設計の履行が不可能になった場合には、新たに自ら設計を実施する入札参加者を除き、契約締結時までに(1)に掲げる提出先に新たな設計受託者の見積書の写しを提出することとする。
- (5) 落札者となった場合であって、落札者の決定後契約の締結までの間において、設計を自ら行うこととした場合には、契約締結時までに(1)に掲げる提出先に別記様式－6の通知書を提出することとする。

#### 18 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない宮崎県企業局職員を立ち会わせて開札を行う。

入札者又はその代理人が1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該入札は有効として取り扱われるが、再度入札を行うこととなった場合には、宮崎県企業局長からの連絡に対して再度入札に参加する意思の有無を直ちに明らかにすること。

#### 19 入札の無効

入札公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書等及び技術提案書等に虚偽の記載をした者のした入札並びに設計・施工一括発注方式（価格競争型）公告共通事項書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、開札時点において、4の入札参加資格のないものは、入札参加資格のない者に該当する。

#### 20 設計

落札者は、契約後、本工事に係る設計（必要な測量、地質調査を含む。）を行うものとする。設計費用については請負金額に含むものとする。

## 21 契約変更の取り扱い

本工事の契約変更については、次の(1)から(5)により行うものとする。

- (1) 実施設計は発注者が審査のうえ承認し、その設計に基づき、当該工事の施工範囲内容を確認のうえ設計図書を変更するが、請負代金額の変更は行わない。
- (2) 貸与資料では予見できなかった事象による変更については、発注者・請負者、及び必要に応じ第三者の見解をもとに、発注者が認めたものについては、変更の対象とする。
- (3) 22 リスク分担に該当するものについては、変更の対象とする。
- (4) 社会的条件(地元対応等)によって、新たな対策や施工体制の変更が生じた場合には変更の対象とする。
- (5) 関係機関との協議により、設計及び施工条件の変更が生じた場合には変更の対象とする。

## 22 リスク分担

リスク分担については、別紙－2によるものとする。

## 23 配置予定技術者の確認

落札者決定後、配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病気・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合以外は、申請書の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、4－1(3)又は(4)に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

## 24 手続における交渉の有無

無

## 25 契約書作成の要否等

設計施工請負契約約款により、契約書を作成するものとする。

## 26 支払条件

本工事の前払条件は、設計施工請負契約約款第 34 条（前金払及び中間前金払）のとおりとする。

- (1) 前金払 有・無
- (2) 設計の部分引渡しに伴う設計費の支払い 有・無
- (3) 中間前金払及び部分払 ○回

## 27 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

有・無

28 苦情申立て（WTOの場合）

本手続における入札参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進会議決定）により、宮崎県政府調達苦情検討委員会（連絡先：宮崎県会計管理局会計課、電話 0985-26-7203）に対して苦情を申し立てることができる。

29 関連情報を入手するための照会窓口

12の担当部署と同じとする。

30 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 申請書等及び技術提案書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止措置を行うことがある。
- (3) 工事の一部を他社に下請負させる場合は、施工体制台帳に記載すること。なお、宮崎県企業局が発注する特定建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（令和元年11月29日定め）第10条に規定する入札参加資格停止期間中の者に下請負をさせてはならない。
- (4) 落札者は、7(3)の添付資料に記載した配置予定の技術者を当該工事に配置すること。
- (5) 入札参加説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (6) 本工事に共同企業体として申請書等及び技術提案書等を提出した場合、その構成員は、単体として申請書等及び技術提案書等を提出することはできない。

別紙－1（第6関係）

技術提案範囲、設計・施工範囲、参考見積り範囲

工事対象範囲は、〇〇を基本とする。

技術提案：〇は、技術提案の対象範囲を示す。

設計：〇は、本工事で行う実施設計の範囲を示す。

工事：〇は、本工事の工事施工範囲を示す。

工種	種別	技術提案	設計	工事	備考

備考

- 1 項目は要求水準書を基本としたものであり、技術提案を妨げるものではない。

別紙－２（第 22 関係）

リスク分担表

大項目	小項目	リスクが発生する可能性のある要因例	リスク分担先			摘要
			発注者	分担	受注者	
技術条件						
自然条件						
社会条件						
マネジメント特性						
その他						

備考

- 1 リスク分担表に記載のないものは、別途協議により定める。



入札参加資格確認申請書

〇〇〇〇年〇月〇日

宮崎県企業局長 〇〇 〇〇 殿

〇〇建設（株）若しくは〇〇JV

代表者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

構成員 住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

〇〇〇〇年〇月〇日付けで公告のありました（工事の名称）に係る入札参加資格の確認について、下記の書類を添えて申請します。

なお、公告に掲げる欠格要件のいずれにも該当しないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 同種工事施工実績調書
- 2 監理技術者等の資格・工事経験調書
- 3 建設業許可通知書の写し及び建設業許可証明書
- 4 経営事項審査結果通知書の写し
- 5 その他入札参加資格確認に必要な資料

## 同種工事の施工実績

〇〇〇〇工（工種・工法を指定する場合）

会社名：〇〇〇〇

工 事 名 称 等	工事名称	
	発注機関名	
	施工場所	（都道府県名・市町村名）
	契約金額	
	工期	
	受注形態等	単体／JV（出資比率〇〇％）
工 事 内 容		

## 備考

- 1 公告に掲げる同種工事の要件を満たす工事の施工実績を記載すること。
- 2 記載した工事について、CORINS 登録した工事カルテの写しを提出すること。ただし、CORINS 登録していない工事については、請負契約書の写し又は発注者の証明書及び工事内容並びに引き渡し完了したことが確認できる書類を添付すること。
- 3 共同企業体（JV）での施工実績を記載する場合において、CORINS 登録していない工事については、JV 協定書の写しを添付すること。
- 4 JV での入札参加資格確認申請の場合は、施工実績を有する構成員についてこの調書を作成すること。

予定設計受託者の同種・類似業務の実績  
 ※設計を設計受託者に委託する場合のみ記載  
 （工事名：○○○○○工事）

会社名：○○○○

予定設計受託者名		
同種・類似業務の条件		
業 務 名 等	業務分類	
	業務名称	
	発注機関名	
	契約金額	
	履行期間	
業 務 内 容	業務概要	
	業務の技術的特徴	

備考

- 同種・類似業務実績については、記載する業務の TECRIS（登録されていない場合は契約書（業務名、契約金額、履行期間、発注者、受託者の確認ができる部分））の写しを提出すること。ただし、TECRIS 等での記載内容で同種・類似業務が不明な場合については、平面図、構造図等を必ず添付すること。

## 設計技術者の資格

会社名：〇〇〇〇

〇 〇 技 術 者	担当する業務分野（〇〇〇〇）		
①氏名			
②生年月日			
③所属・役職			
④保有技術者資格（資格の種類、部門、取得年月日）			
技術士（部門：      分野：      ）	・登録番号	・取得年月日	S・H・R . . .
RCCM（部門：      分野：      ）	・登録番号	・取得年月日	S・H・R . . .
その他（                      ）	・登録番号	・取得年月日	S・H・R . . .
⑤同種又は類似業務等経歴（設計受託者に委託する場合のみ記載）			
業 務 名	業 務 概 要	発注機関	履行期間
TECRIS 登録番号：	（ 〇〇技術者として従事 ）		～
⑥手持ち業務（設計受託者に委託する場合のみ記載）			
1)	年 月～ 年 月	（ 年 ヶ月）	
2)	年 月～ 年 月	（ 年 ヶ月）	
3)	年 月～ 年 月	（ 年 ヶ月）	

- 備考 1 ⑤については、公告に掲げる同種又は類似業務の経歴等を記載すること。
- 2 ⑤については、記載した業務のTECRIS登録の写しを添付すること。また、TECRIS登録していない業務等については、請負契約書の写し又は発注者の証明書及び業務の内容並びに引渡し完了したことが確認できる書類を添付すること。
- 3 配置予定の技術者として複数の候補技術者とその資格及び同種又は類似業務実績を記載することもできる。
- 4 設計技術者の要件確認書類として、資格証の写しを添付すること。

## 主任（監理）技術者等の資格・工事経験

（工事名：○○○○○工事）

会社名：○○○○

配置予定技術者氏名		
生 年 月 日		年 月 日（ 歳）
採 用 年 月 日		
最 終 学 歴		
法令による資格・免許 （資格者証等の写しを 添付すること）	資格の名称	
	取得年月日	
	登録番号	
工事 経験 の 概 要	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	施 工 場 所	（都道府県名・市町村名）
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
	従 事 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
	従 事 役 職	現場代理人／主任（監理）技術者／その他（ ）
	工 事 内 容	
手 持 工 事 の 状 況	手持工事の有無	あり・なし
	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	従 事 役 職 名	監理技術者／主任技術者／現場代理人
	引渡(完了検査)予定年月日	
	備 考	

備考 1 公告に掲げる同種工事の要件を満たす工事の経験を記載すること。

2 記載した工事についてCORINS登録した工事カルテの写しを添付すること。また、CORINS登録していない工事等については、請負契約書の写し又は発注者の証明書及び工事の内容並びに引渡しが完了したことが確認できる書類を添付すること。ただし、当該工事が同種工事施工実績調査に記載した工事と同一のものである場合、工事カルテ等の添付を要しない（以下、次項において同じ）。

3 共同企業体（JV）での施工実績を記載する場合において、CORINS登録していない工事等については、JV協定書の写しを添付すること。

4 手持工事とは、配置予定技術者が開札日において監理技術者、主任技術者又は現場代理人として従事している施工中の他の工事（民間を含む。）をいう。なお、手持工事の引渡（完了検査）日が本工事の開札日以降となる場合、備考欄に対抗等を記入すること。

5 複数の配置予定技術者を申請する場合は、契約日までに1名を選択すること。なお、契約締結後の配置技術者の変更は、当該技術者の死亡、退職又は休職の場合を除き、原則として認めないので留意すること。

6 配置予定技術者の要件確認書類として、健康保険被保険者標準報酬決定通知書又は住民税特別徴収税額通知書の写しのほか他に指示する資料並びに監理技術者にあつては監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を添付すること。

7 JVの各構成員についてこの調書を作成すること。

8 施工実績を求めている場合は、「工事経験の概要」欄を記入する必要はない。

技術提案書

（工事名：○○○○○工事）

年 月 日

技術提案	

備考

- 1 必要に応じて説明資料を添付しても構わない。
- 2 説明資料を含めA４版換算で○ページ未満、文字サイズは10.5ポイント以上とする。
- 3 ○ページ以上提出された場合は評価しない。
- 4 提出者（共同企業体の構成員を含む。）を特定することができる内容の記述（具体的な社名・個人名等）を記載してはならない。
- 5 工事目的物の変更を伴う提案については技術提案として認めない。
- 6 施工計画の記載にあたっては、「必要に応じて・・・」「状況に応じて・・・」などの曖昧な表現は避けること。

年 月 日

（元請業者の商号又は名称） 御中

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名



設計に関する見積書

項目・工種・種別・細別	名称・規格	単位	数量	単価	金額	備考

備考

- 1 見積書は、契約の当事者間で保管し、その写しを宮崎県企業局長に提出すること。
- 2 記載内容を変更する際は、当初見積書の内容を記載した上で、変更が生じた箇所は見え消しで、追加が生じた箇所は赤字で記載すること。

宮崎県企業局長 ○○ ○○ 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名



設計に係る通知書

工事名：

このことについて、下記に掲げる設計に当たっては、他の業者との委託契約を締結せず、当社が自ら設計することとしますので、その旨通知します。

記

- 1 ○○工に関する設計
- 2 △△工に関する設計

項目・工種・種別・細別	名称・規格	単位	数量	単価	金額	備考

備考

- 1 記載内容を変更する際は、当初の内容を記載した上で、変更が生じた箇所は見え消しで、追加が生じた箇所は赤字で記載すること。



年 月 日

宮崎県企業局長 ○○ ○○ 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 印  
課税事業者の別 課税 ・ 免税

工 事 費 内 訳 書

工 事 名	
工事場所	

工 種 等	見 積 金 額 (円)				チェック欄

備考

- 1 工種等は、積算体系のレベル2相当の内訳を記載する。
- 2 別記様式－8をもとに作成した見積書の積算体系及び項目に合わせること。
- 3 諸経費を含めた歩掛見積の場合は、その見積り項目に合わせること。

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名



〇 〇 〇 〇 工 事 参 考 見 積 書

区分	費目、工種、種別、細別・規格	数 量	単 位	単価 (円)	金額 (円)	適用		
工事原価	1 排水機場							
	2 河川土工							
	3 掘削工							
	掘削工	(土質区分)		m <sup>3</sup>		単価表○		
	土砂等運搬工	(土質区分)		m <sup>3</sup>		単価表○		
	3 盛土工							
	路体盛土	(土質区分)		m <sup>3</sup>		単価表○		
	整地	(作業区分)		m <sup>3</sup>		単価表○		
	2 機場本体工							
	3 場所打杭工					単価表○		
	場所打杭	(土質区分)		本		単価表○		
	2 仮設工							
	3 土留・仮締切工							
	土のう積	(種類)		袋		単価表○		
	直接工事費計							
	間接工事費	率分		%				
		積み上げ分	運搬費		式			明細書○
			準備費		式			明細書○
			事業損失防止施設費		式			明細書○
			安全費		式			明細書○
役務費				式			明細書○	
技術管理費				式			明細書○	
営繕費				式			明細書○	
現場管理費		率分		%				
一般管理費等		率分		%				
工事価格計 (千円未満切り捨て)			円					
消費税相当額 (小数点以下切り捨て)			円					
工事費			円					

備考

- 見積り体系は、〇〇標準歩掛 (〇〇編) を適用する。
- 見積り体系は、低入札調査価格の算定式にも影響するので、この点も注意すること。

※ 案件毎に設定を行う (記載している区分・費目等は一例)。